

## 第 7 4 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部  
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 9 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部  
を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場  
株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1  
項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金  
額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 3 5 条  
の 2 第 6 項」を「附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等  
に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適  
用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 2 の  
2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等  
に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項若  
しくは第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 1 項」を「附則第 3 5 条の 2  
の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項」に改め、  
「附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その  
適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義

による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第20条第1項第1号中「同法地方税法」を「同法」に改め、「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項第2号及び同項第3号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。

- 1 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を270,000円（現行265,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を490,000円（現行480,000円）に改めること。
- 2 被保険者に係る基礎賦課額の所得割額及び保険料の減額の算定において、他の所得と区分して計算される所得の金額に、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を加えること。
- 3 被保険者に係る基礎賦課額の所得割額及び保険料の減額の算定において、他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、株式等の譲渡所得及び配当所得の算定方法に係る規定等を整備すること。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 5 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の改正は、平成29年4月1日から施行すること。